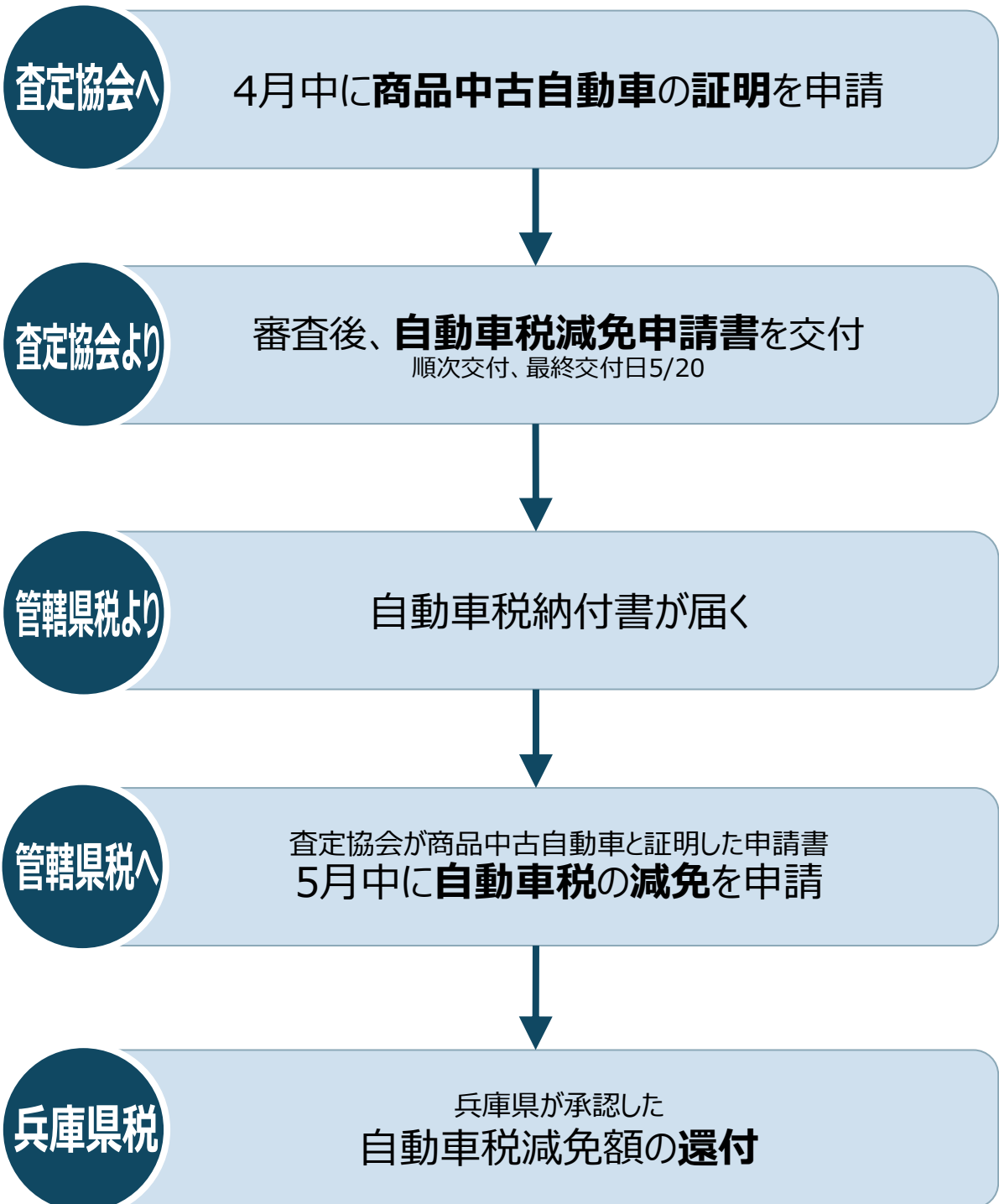


商品中古自動車証明申請の流れ

商品中古車の自動車税減免申請をするために



□ 申請する前に確認してください

申請の条件

- 申請者・古物商許可証・所有者・使用者 4つの名義が同一であること
- 本年3月31日までに移転登録し、中古自動車販売業者が商品車として所有し、展示している中古自動車であること
- 社用車、代車、**新規登録車(新車・中古車)**、**継続検査車**、レンタカー、取得後に用途を変更したもの、他府県登録車 **以外**であること
- 受付期間内の申請であること
- 送付申請は申請受付期間内に、完備した申請書必着、申請手数料着金であること

※軽自動車は県税ではないため、課税の市町村へお問い合わせください

減免の条件

- 申請者が所有している全車両に係る自動車税を、5月末日現在滞納していないこと
- 本年度の自動車税について、納期限内に納付していること
- 地方税法上の違反行為などの処分から一定期間を経過していること
- 受付期間内の申請であること

□ 査定協会への申請に必要な書類は5種類あります

- (1) 商品中古自動車証明申請書
- (2) 古物商許可証(写)
- (3) 自動車検査証記録事項(写) 以下「記録事項」という
※電子検査証不可、添付不要です
- (4) 古物台帳(写) または 在庫表(写)
- (5) 商品中古自動車証明申請 申込書
- (6) 申請手数料 ※現金または銀行振込のみ

□ 申請書類について

(1) 商品中古自動車証明申請書 ※当協会窓口で配布

- 4枚複写となっており、1部で10台申請できます。
- 申請書記入欄外にある要領に従い記入してください。
注②～⑤は記録事項の内容を転記、注⑥は車両の展示場名を記入してください。
- 申請書太枠内に記入した申請No.(注①)を、添付書類の **記録事項(写) と 古物台帳(写)記載箇所** へ **目立つよう記入**してください。
- 定置場が複数あり管轄県税が分かれる場合は、管轄毎に分けて申請書を作成してください。 ※一括課税、課税地指定を除く
- 申請日、担当者名、**メールアドレス**、古物商許可証番号など、太枠内は空欄なく **全て記入**してください。
- 審査時に当協会より申請内容についてお問合せする場合があります。電話の際に申請書類を確認できるよう備えてください。
※必要に応じてコピー、スキャン、写真等、便宜な方法で控えを残してください

商品中古自動車証明申請書

※(コード番号 A -)

※太枠内をご記入下さい

一般財団法人 日本自動車査定協会
兵庫県支所長 様

商品中古自動車確認証明業務実施要領に基づき下記の自動車が商品中古自動車であることの証明を申請します。
なお、下記の自動車が商品自動車であること及び記載事項に相違ないこと並びに現地調査が行われる場合には協力することを確約致します。
※太枠内をご記入下さい

2026年4月3日
住所 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町33
申請者(所在地)
(登録名義人) 氏名(名称) 三工区魚浜中古車販売株式会社
代表者名 査定 太郎
電話(078)441-1701 担当者名 査定 庫太郎
電子メール kogatasatei@gogatasatei@hyogo.jp
古物商許可番号 第 123456789012号

申請No. (注①)	自動車登録番号 (注②)	所有年月日 (注③)	車台番号 (注④)	定置場(使用の本拠地等は不要) (注⑤)	※調査 月日 現・概	※4月5月の売却等 売却等の事由発生月日		※税額	※減免額
				展示場名(注⑥)		抹消転出 その他	円		
1	神戸・姫路 3XX さ 3104	R 8・1・7	ABC99- 9999999	神戸市東灘区 魚崎浜ショールーム	現・概			円	円
	神戸・姫路								

(2) 古物商許可証(写)

- 申請と同一である名義、住所、古物商許可番号が確認できる写しであること
 - 汚損、擦れ等により記載内容が判読できない写し不可
 - 2018年10月24日より前に交付された許可証は、警察署へ主たる営業所等の届済みであること
 - 上記許可証で2020年以降、一度も減免申請をしていない場合は、警察署への届出の際の受領書(写)を添付すること
 - 行商従業者証は不可
- ※ 窓口ではコピーサービスはありません、写しをご持参ください

(3) 自動車検査証記録事項(写) ※記録事項という

- 本年3月31日までに発行された、有効期間内かつ備考欄が [**移転登録**] の **自動車検査証記録事項**。
- 記録事項がない場合、運輸監理部が**本年4月**に発行する **登録事項等証明書 保存記録** でも可。但し移転登録を確認できること。
- 備考欄が移転登録以外の記録事項は、本年4月発行の **登録事項等証明書 保存記録** が必要。但し所有者・使用者及び所有権の移転と所有年月日の確認ができること。
- 本年3月末日までに有効期間が満了している移転登録の記録事項は、本年4月発行の **登録事項等証明書 現在記録** が追加が必要。
- 電子検査証不可、添付不要。
- 記録事項は申請No.を記入すること。
- 記録事項の写しは**A4サイズのまま、用紙の向きを揃え、申請No.順に**すること。
※集約コピー、縮小コピーをしないこと

電子検査証の添付不要



(4) 古物台帳(写)または在庫表(写)

- 在庫表、コンピュータ出力帳票、取引伝票でも可。
※古物台帳等(写)が無い申請は受理しません。
- ① 仕入日 ② 仕入先氏名又は名称 ③ 登録番号 ④ 車台番号(省略不可)
⑤ 車名(ペットネーム・色・年式など) が記載してあり在庫確認できること。 ※仕入額等不要
- 古物台帳または在庫表へ申請No.を該当箇所へ記入すること。

(5) 商品中古自動車証明申請 申込書 ※当協会窓口またはウェブサイトで入手

- 査定協会兵庫県支所の窓口、または本サイトからダウンロードできます。
- 申請書と同じ名義を記入してください。
- 申請台数、支払金額等、太枠内は漏れなく記入してください。
- 審査後、査定協会が交付する自動車税減免申請書の受取方法を必ず選択してください。

受付期間 4/1~4/末日(休日はその前営業日まで) 窓口 9:00~12:00 13:00~17:00

商品中古自動車証明申請申込書

商品中古自動車の証明を申請する車両に、社用車、代車、新規登録車(新車・中古車)、継続検査車、レンタカー、軽自動車、他府県登録車等、自動車税減免対象外の申請及び重複する申請はありません。

窓口は書類の受理であり審査ではないこと、また、送付・窓口申請ともに審査により追加提出書類が必要になる場合があること、証明不可により削除される場合があること、また削除や重複による申請手数料の返戻がないことを同意のうえ申請します。

太枠内すべて記入してください

A	名称別冊	年 月 日	※古物商許可証及び申請書と同じ内容
	名 称		
	住 所		
	担当別冊		
	担当者名		
	電話番号		

(6) 証明申請手数料

- 手数料の支払方法は現金と銀行振込のみです。
- 銀行振込の場合は、振込明細(写)を申請書類に添付してください。
- 入金確認できない申請は受理しません。
- 4/1~4/30の受付期間外に着金となる銀行振込はお断りします。
- 審査の結果、証明要件の対象外、重複申請等の手数料は返戻しません。
- 法律により送付申請書類に**現金同封は厳禁**です。

申請書記入要領

商品中古自動車証明申請書

A

(コード番号)

※太枠内をご記入下さい

申請日

2026年4月3日

一般財団法人 日本自動車査定協会
兵庫県支所長 様

古物商許可証 住所

兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町33

古物商許可証 名義

三工区魚浜中古車販売株式会社

古物商許可証 代表

査定 太郎

電話番号、担当者名

電話 (078) 441-1701 担当者名 査定 太郎

メールアドレスを記入

sateikyokai@hyogo.jp

古物商許可証 番号

123456789012号

商品中古自動車確認証明業務実施要領に基づき下記の自動車
が商品中古自動車であることを証明を申請
なお、
に相違な
ことを確

之類に個人番号・法人番号欄が必ず。(一社)日本自動車査定協会の商
品中古自動車証明を受けたい。車検事務所に提出する物に記入して下さい。

※太枠内をご記入下さい

申請No. 注①	自動車登録番号 注②	所有年月日 注③	車台番号 注④	定置場(使用の本拠の位置) 注⑤	注⑥	注⑦	注⑧	注⑨	注⑩	注⑪	注⑫	注⑬	注⑭
注①	注②	注③	注④	注⑤	注⑥	注⑦	注⑧	注⑨	注⑩	注⑪	注⑫	注⑬	注⑭
1	神戸・姫路 3XX さ 3104	R 8・17	USO99- 9999999	神戸市東灘区 魚浜中古車センター	注⑥	注⑦	注⑧	注⑨	注⑩	注⑪	注⑫	注⑬	注⑭
2	神戸・姫路 3XX て	R	DJ88-	〃									
	神戸・姫路			〃									
	神戸・姫路			〃									

神戸市は区まで記入すること
神戸市以外は市または町までを記入
例 尼崎市、佐用町など

ショールーム名、店舗名など

1から連番を記入し、
当該検査証と古物
台帳の記載箇所に
同じ番号を明記

自動車検査証記録事項

記録年月日 令和 8年 1月 7日

123456789012

1. 基本情報			
注② 自動車登録番号又は車両番号	神戸 3XX さ 3104		
注④ 車台番号	USO99-9999999		
注③ 登録年月日/交付年月日	令和 8年 1月 7日	初度登録年月 平成 27年 2月	有効期間の満了する日 令和 9年 4月 17日
2. 所有者・使用者情報			
所有者の氏名又は名称	三工区魚浜中古車販売株式会社		
所有者の住所	兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町33 [12345 6789]		
使用者の氏名又は名称	***		
使用者の住所	**		
注⑤ 使用の本拠の位置	**		
3. 車両詳細情報			
車名	レクサス		
型式	DBA-USO		
自動車の種別	普通		
車体の形状	箱型		
車両重量	1970kg	車	
前前軸重	1050kg	前	
燃料の種類	ガソリン		
4. 備考			
[神戸], 移転登録, 管			
令和12年度エネルギー消費効			
令和13年度エネルギー消費効			
119,			

申請書欄外の注記について補足

- 申請No.欄は連番を記入し、添付書類の自動車検査証記録事項（以下記録事項）と古物台帳の記載箇所に同じ申請No.を明記する。
 - 自動車登録番号欄は、神戸・姫路どちらかを○で囲むこと
 - 所有年月日欄は記録事項の登録年月日を転記する。
但し、4.備考が移転登録以外の場合は本年4月発行「登録事項等証明書 保存記録」の登録年月日欄にある移転登録をした日を転記する。
 - 車台番号欄は記録事項の車台番号を転記する。
 - 定置場欄は記録事項の使用の本拠の位置の市（神戸市は区まで）または町までを記載する。
 - 展示場名欄は本年4月1日現在の展示場名を記載する。
- ※ 2行目以降、定置場と展示場名が1台目と同一であれば「〃」と記入可。

□ 申請先と申請書についての補足

申請書は3月下旬に、査定協会窓口と県税窓口を設置します。

送付をご希望の場合は、専用のFAX送信票にて査定協会へお申し込みください。
お申し込み受付順に、送料着払宅配便で発送いたします。

商品中古自動車証明申請書

一般財団法人 日本自動車査定協会 兵庫県支所長 様

商品中古自動車確認証明業務実施要領に基づき下記の自動車商品中古自動車であることを証明を申請します。
なお、下記の自動車商品が商品自動車であること及び記載事項に相違ないこと並びに現地調査が行われる場合には協力することを確約致します。

車種(注①)	自動車登録番号(注②)	所有年月日(注③)	車台番号(注④)	定置場(使用の本拠の位置) 所在地等(注⑤)	※調査年月日	※4月5月の売却等先卸等の事由(注⑥)	※税額	※減免額
神戸-姫路								
神戸-姫路								
神戸-姫路								
神戸-姫路								
神戸-姫路								
神戸-姫路								
神戸-姫路								
神戸-姫路								

申請書はA~Dの4枚を切り離さず提出してください

658-0024
兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町33 兵庫県自動車会館2F
TEL 078-441-1701 FAX 078-441-17003

平日 9:00~12:00 13:00~17:00 ※土日祝を除く
来所される場合は2Fエレベーター正面の扉よりお入りください

日本自動車査定協会兵庫県支所

商品中古自動車に係る自動車税種別割減申請書

受付

兵庫県 県民局長 様
県民センター長 様

下記の自動車については、商品中古自動車として兵庫県税条例第126条第2項の規定に基づき、当該自動車に係る年度の自動車税種別割減(納期限 年 月 日)の減免を申請します。
なお当該申請自動車商品中古自動車であることは、下記に(一財)日本自動車査定協会兵庫県支所が証すとおりです。

車種(注①)	自動車登録番号(注②)	所有年月日(注③)	車台番号(注④)	定置場(使用の本拠の位置) 所在地等(注⑤)	※調査年月日	※4月5月の売却等先卸等の事由(注⑥)	※税額	※減免額
現帳								年税額の12分の3相当額
現帳								年税額の12分の3相当額
現帳								年税額の12分の3相当額
現帳								年税額の12分の3相当額
現帳								年税額の12分の3相当額
現帳								年税額の12分の3相当額
現帳								年税額の12分の3相当額
現帳								年税額の12分の3相当額

申請書はB~Cの2枚を切り離さずに提出してください

申請する管轄県税事務所が不明な時は、自動車検査証 **使用の本拠の位置** をご確認ください ※一括課税、課税地指定を除く

県税事務所一覧は右QRより確認できます

兵庫県税